

快適な環境づくり

みやぎ 公衛検カプセル

No. 63

平成20年9月



CONTENTS

-
- 食の安全安心に関する取り組み 2
 - 地球温暖化に対処するためには? 4
 - 宮城県環境事業公社小鶴沢処理場のあゆみ 6
 - お知らせ／当センターの登録・業務内容 8

食の安全安心に関する取り組み

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

食の安全安心推進専門監 大山英明

1 はじめに

昨年は、大手菓子製造業者が消費期限切れの材料を使用し製品を作っていることが明らかになる事件を始めとして、原料原産地の偽装、期限表示の改ざん、製品の使い回しなどが相次いで発覚し、しかもこれらの事件は国民の信用を得ている老舗やブランドメーカーであったため大きな社会的反響を呼びました。

このような中、県では、食の安全安心の確保に向けて様々な取組を行っています。

2 みやぎにおける 食の安全安心確保の流れ

平成13年9月に国内で初めて牛海绵状脳症（BSE）が確認されたことから、牛肉をはじめとした食肉の産地偽装や、無登録農薬の使用・残留農薬基準の超過、さらに韓国産かきの県産生かきへの混入問題などの様々な事件は、食の安全安心について消費者の信頼を大きく揺るがすこととなりました。

これら課題に対応するため平成14年10月に、「宮城県食の安全安心対策本部」を設置し、食の安全安心の確保に向け全庁的な取組を実施するとともに、学識経験者や消費者・生産者・事業者の代表で構成する「みやぎ食の安全安心推進会議」を設置し、食の安全安心の確保に関する重要事項を審議するなど体制の整備を図っております。

さらに、平成16年3月には、食の安全安心に関する施策を総合的に推進するため「みやぎ食の安全安心推進条例」を制定し、同年4月から施行しております。

この条例の規定により、平成18年3月に策定した「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に基づき各種事業を推進しているところであります。

また、平成17年3月には「みやぎ食の危機管理基本マニュアル」を策定し、県民の安全で安心できる食生活と食の危害要因に対し、未然の防止と発生

時の的確な対応を講じることとしております。このマニュアルに基づき県庁内12課からなる「食の危機管理対応チーム会議」を毎月開催し、情報の収集・共有化を図っております。

今年1月に発生した中国産冷凍ギョウザ事件発生時においては、緊急会議を開催し、円滑な初動体制の確保や情報の共有化及び連絡調整を行うなど全庁横断的な対応を講じたところであります。

みやぎにおける食の安全安心確保の流れ

- H14.10 宮城県食の安全安心対策本部設置
- H14.11 みやぎ食の安全安心推進会議設置
- H15.4 毎年度食品監視指導計画の策定が始まる
- H16.2 みやぎ食の安全安心ホームページ開設
- H16.4 みやぎ食の安全安心推進条例施行
みやぎ食の安全安心県民総参加運動開始
- H17.3 みやぎ危機管理基本マニュアル策定
- H18.3 みやぎ食の安全安心基本計画策定

3 食の安全安心の確保

「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」のうち当課（食と暮らしの安全推進課）が所管する主な事業について紹介いたします。

(1) 食品表示適正化事業

JAS法及び景品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、県食品表示ウォッチャー報告及び県食品表示110番に寄せられた疑義情報について東北農政局、市町村と連携して調査等を実施し、表示の欠落等の不適正な表示を行っている事業者に対して指導を行っております。

(2) みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業

「安全で安心できる食」の実現を目指し食の安全安心確保に向けた持続的かつ着実な取組の推進が図られるよう、「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」と「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度事業」を柱に生産者・事業者、消費者及び行政が共に連携

及び協働した取組として、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開しております。



① みやぎ食の安全安心取組宣言事業

生産者・事業者が日ごろから取り組んでいる「正しい表示」や「適正な衛生管理」「温度管理などの記録や確認」などを自主基準として定め、それを公開する事業であります。自主基準を公表し、県に宣言を登録することによって、自己責任を明確にするとともに消費者への情報公開を進め、消費者の理解と信頼を得ることを目的としております。取組宣言者はロゴマークを店頭や商品に貼付して食の安全安心に取り組んでいることをピアールすることができます。



ロゴマークは食の安全安心に取り組んでいる証しです

② みやぎの安全安心消費者モニター制度事業

この制度は、食の安全安心に関心を持っている方々にモニターとして登録され、食の安全安心に関する活動を行っていただくものであります。具体的な活動として、県が開催する研修会・講習会等への参加やアンケート調査などを通じて食の安全安心に関する意見を提言していただくものであります。消費者モニターから寄せられた情報や意見は、生産者・事業者にも提供されるため、食の安全安心の確保に消費者としての大きな役割を果たすことになります。この他にも県のホームページ等により、正確で分か

りやすい情報を提供する「食の安全安心総合情報提供事業」や、「食の安全安心相互交流理解度アップ事業」としてセミナー及び地域懇談会等を開催し、情報交換を行うなど、リスクコミュニケーション機能の充実強化を図っております。

(3) 食品衛生監視指導事業

食品による健康被害の発生を防止するため毎年度「宮城県食品衛生監視指導計画」を策定し、計画的かつ効率的な監視指導を行い食の安全の確保に努めております。

平成20年度は、前年度発生した事件・事故を踏まえ、特に重点的に取り組む事業として①食中毒予防対策、②賞味・消費期限の適正表示の推進、③食品検査の強化、④重点監視施設の監視、⑤営業者の自主的な衛生管理体制の推進の5項目を掲げております。

一つ目の食中毒予防対策は、食中毒予防啓発事業を行うとともに、魚介類加工品製造・加工施設や仕出し弁当、旅館、集団給食施設の監視指導を強化するなど一斉監視指導を行うものであります。

二つ目の賞味・消費期限の適正表示の推進は、期限表示や原料原産地表示など適正表示について重点的に監視指導を行うとともに、各種講習会を通してその徹底を図るものであります。

三つ目の食品検査の強化は、食品の規格基準の遵守状況確認のための食品収去検査及び農薬や動物用医薬品の残留検査などを行うものであります。

四つ目の重点監視施設の監視は、大型飲食店、広域流通食品製造施設などをあらかじめ重点的に監視指導を行う施設を選定し、定期的に重点的な監視を行うものであります。

五つ目の営業者の自主的な衛生管理体制の推進は、食品営業者が講じる「管理運営基準」の徹底を図っていくものであります。

4 おわりに

以上、当課が取り組んでいる食の安全安心確保に関する事業について紹介させていただきました。食の安全と安心の確保には、県と生産者・事業者そして消費者が協働して、それぞれの責務と役割を果たして行くことが大切であると考えております。そのためにも、県としましては、今後とも食の安全安心の確保に向けた様々な取り組みを推進していくと考えております。

地球温暖化に対処するためには？

宮城県北部保健福祉事務所

技術副所長兼環境衛生部長 氏家國夫*

1 はじめに

地球の温暖化は確実に進行しており、北極では海氷面積が年平均で約2.7%、夏期には約7.4%減少している。また、世界各地の気候への影響は、熱波、干ばつ、集中豪雨、ハリケーン等による災害の頻発に現れている。

地球温暖化（気候変動）への危機感は先進国の政府でも共有され、本年7月8日の北海道洞爺湖サミット首脳宣言では「2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%の削減を達成する」ことが合意された。

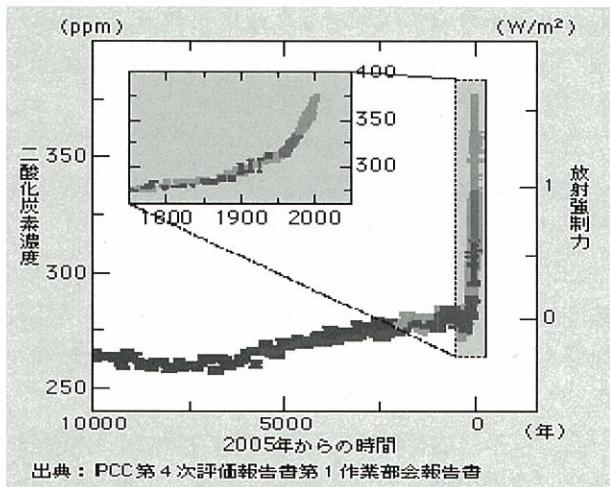


図1-1：氷床コア観測と現代の観測による二酸化炭素濃度の変化※

2 気候変動に関する政府間パネルの統合報告書

2007年11月17日の第27回IPCC（気候変動に関する政府間パネル）総会において第4次評価報告書の統合報告書が公開された。その概要は以下のとおりである。

①地球の温暖化には疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、

人為起源の温室効果ガスの増加による可能性がかなり高い。

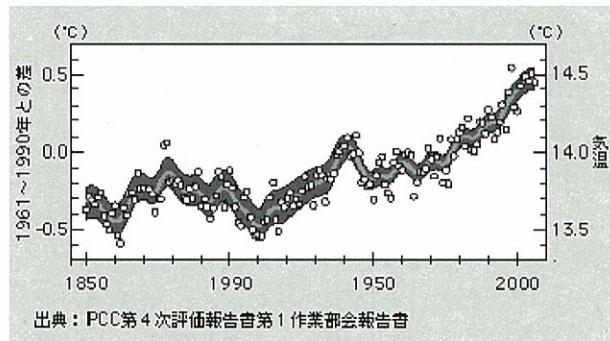


図1-2：世界の平均気温の変化※

②21世紀末には、「従来通り化石エネルギーを重視し、世界中がさらに経済成長するような高成長型社会」では、世界の平均地上気温は、2.4～6.4°Cの範囲で上昇し、海面水位は26～59cm上昇すると予測されている。

3 日本国政府の行動計画

日本では本年7月に「低炭素社会づくり行動計画」が決定され、長期目標として「2050年までに温室効果ガスの排出量を現状から60～80%の削減を行う」としている。具体的な行動計画の内容は以下のとおりである。

- ・低価格・高耐久性の燃料電池開発等の革新的技術開発
- ・電気自動車や省エネ住宅等の既存先進技術の普及
- ・排出量取引、フードマイレージやエコロジカルフットプリント等温室効果ガス排出量表示等による低炭素社会への仕組みづくり
- ・国民一人ひとりが低炭素社会の意義と重要性、行動様式、メリットと負担を理解し行動する国民運動の促進

4 抜本的な対策

上記の行動計画は公表されたが、現在日本で行われている温暖化対策としては、排出量削減、排出権取引及び環境管理会計等企業による自主的行動以外は、国民に「もったいない」や「クールビズ」などの個人の善意に訴えるものや心理的に誘導するもの等が対策の主流になっているように見受けられる。

しかし、社会全体の環境負荷量を削減するためには、資源やエネルギーの消費をトータルに再点検し、削減方法を考えなければならない。以下に衣食住や交通等日常生活全体を含む社会システム全体の環境負荷削減にとって重要な考え方のうち3例を紹介する。

①サービスサイジング

サービスサイジングとは、従来製品として販売していたものをサービス化して提供することをいい、製品を「モノ」と「機能」に分割して考え、その「機能」の部分をサービスとして提供することである。

消費者が欲しているのは、「モノ」としての製品ではなく製品の持つ機能であり、製品を「サービスの缶詰」と考えて、その中身（機能）だけを売るようになれば、環境負荷は低下することになる。このように、製品を販売することを主目的とするビジネスではなく、機能を売るというビジネスモデルが「サービスサイジング」である。

例としては、T社の蛍光灯等の電灯を多く使用する企業などへ照明サービスを提供する「あかり安心サービス」や今話題の「カーシェアリング」などがある。このシステムを採用すれば、過剰のモノを持つ必要がなく、資源、エネルギー、廃棄物が減少することが期待できる。

②エコ・リュックサック

エコ・リュックサック（ER）とは、製品が作られるまで、つまり天然資源を採取し、製品や工場及びインフラの原料を調達し、生産することから、販売され製品が実際に使われるまで及び、廃棄に至るまでの全過程における天然資源投入量の総計と製品重量の差で表わされる。次の小話がERの理解の助けになると思われる¹⁾。

「ミリヤは朝起きると、12.5kgの腕時計をはめる。30kgのジーンズをはき、52kgのコーヒーメーカーでコーヒーを入れ、1.5kgのカップで飲む。それから、3.5kgのジョギ

ングシューズを履き、400kgの自転車を漕いで職場へと急ぐ。職場に着くと何トンものCPUのスイッチを入れ、25kgの受話器を取り、その日最初の電話をかける。ミリヤの1日はいつもこうして始まる。こんなに重いエコリュックサックを背負って。」

この考え方で製品を表示すれば、製品ごとの環境負荷量が分かり、環境への影響の比較が容易になる。

③ネイチャー・テクノロジー（ネイチャー・テック）

現在、ハスの葉の水をはじく構造を模した濡れない布を使った防寒服、音をたてずに飛ぶクロウの羽の形を取り入れた新幹線のパンタグラフ等の自然に学んだ技術によって造られた製品が増えている。

エコと言われている技術や製品であっても、素材、製造から廃棄までの全過程で捉えると、環境負荷が大きくなっているものが多い。一方ネイチャー・テクノロジーは、「自然の本質を見極め、一番シンプルかつ省エネにデザインし直して、新しい材料、価値観が創造できる技術」であり、今後環境負荷を削減する製品作りには不可欠な技術になると考えられている。

5 今後の方向性

地球温暖化が科学的に確実な事実となった今、地球上で暮らす私たち人類が、今後の世代にこの地球環境を伝えるために、環境負荷を削減するような生活を至急選択する必要がある。その実現には、日常の社会生活自体を転換する必要があり、衣食住で使用する製品や社会システムが環境負荷を削減したものでなければならない。

そのためにはネイチャーテクノロジーにエコリュックサックを考えたモノ作りとサービスサイジングを利用した社会経済生活が非常に有用となると考えられる。

参考文献

- 1) フリードリッヒ・シュミット=ブレーク/佐々木健（2006）「エコリュックサック」（財）省エネルギーセンター
※出典：「平成19年環境白書・循環型社会形成白書」

（＊筆者は県から東北大学大学院環境科学研究科に派遣され、平成20年3月に同大学から修士（環境科学）と共に“環境プログラムオフィサー”的称号を授与された。）

宮城県環境事業公社小鶴沢処理場のあゆみ

財団法人宮城県環境事業公社 業務部長 佐 藤 研

1はじめに

昭和52年4月、環境の保全と美しい県土と健全な地域社会の実現に寄与することを目的として宮城県、市町村、事業者の出捐により財団法人宮城県廃棄物処理公社（昭和56年に宮城県環境事業公社に名称変更）が設立されました。当時、新たな技術上の基準をクリアする産業廃棄物処分場が県内に一つもなかったことから処理場づくりが急がれ、公社設立から僅か2年で宮城県中央部の大和町鶴巣小鶴沢地区に小鶴沢処理場を設置し事業を開始しました。その後、二度の拡張を行い、全国有数の施設規模ということで、今日まで30年間県内で発生する産業廃棄物の最大の受け皿として重要な役割を担ってきました。

産業廃棄物処分場は、迷惑施設ということで地域住民とのトラブルを抱えている所が多い中、当公社小鶴沢処理場の場合、地域住民の理解を得て操業から30年という長期間にわたって同じ場所で事業を行っている全国的にも数少ない施設であります。

施設の整備、運営にあたっては、法令の遵守は勿論のこと、地域環境の保全や安全管理を徹底するなどして安全性と信頼性の確立に努めております。廃棄物の受入にあたっては、直接応対（face to face）を行い、搬入業者、搬入物の情報を把握するなどしてきめ細かい対応を行っております。また、ISO 14001を本社及び処理場で認証取得（平成12年12月）し、廃棄物処理事業の信頼向上に励むとともに、非能率的にならないように心掛け、少数（本社及び処理場役職員21名）で運営管理しています。

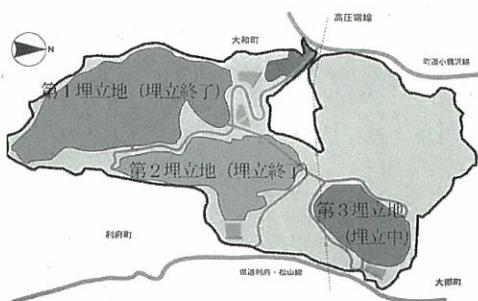


図1：小鶴沢処理場略図

このような事業活動が高く評価され、平成14年4月財団法人社会経済生産性本部主催の第2回自治体環境グランプリにおいて、グランプリ（資源・環境生産性向上部門賞）を受賞しております。

- S 47.5 宮城県長期総合計画において廃棄物処理センター構想を打ちだす
- S 52.4 財団法人宮城県廃棄物処理公社設立
- S 53.6 大和町と環境保全協定締結
- S 54.7 小鶴沢処理場操業開始
- S 56.6 財団法人宮城県環境事業公社と名称変更
- H 3.7 大郷町と環境保全協定締結
- H 9.5 浸出水処理水の下水道投入開始
- H 18.4 第三埋立地埋立開始

2小鶴沢処理場の概要

- (1) 最終処分場の種類 管理型最終処分場
- (2) 処理施設

① 埋立施設

処理場の面積	1,357,000 m ²
埋立地面積	614,280 m ²
埋立容量	10,726,000 m ³
(19年度末残余容量2,099,240 m ³)	

小鶴沢処理場には、三つの埋立地があり、すでに二つの埋立地は埋立てが完了しており、残りの一つである第三埋立地を平成18年度から埋立てしております。この埋立地は、最近の搬入量のペースで今後も推移するとすれば平成32年度までは使用できると考えております。



図2：第三埋立地

② 浸出水処理施設

処理能力 500m³/日

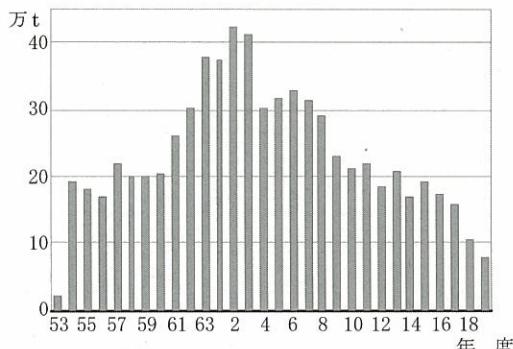
(平成19年度日平均下水道放流量262m³)

廃棄物から染み出た汚水については、操業当初は、三次処理(活性炭処理)までして河川放流していましたが、河川への負担を少しでも軽減するように、平成9年5月から下水道へ放流しております。

3 廃棄物処理実績

操業から平成19年度までの30年間の廃棄物処理量の累計は、703万トンとなっています。これは、宮城県庁舎の約32杯分に相当します。操業当初から昭和60年度までは年間20万トンペースで推移していましたが、昭和61年度から増え続け、平成2、3年頃には年間40万トンを超えるました。その後、バブルの崩壊による景気の後退などの影響により、処理量は30万トン前後に落ち、平成9年度から平成15年度までは20万トン前後で推移してきましたが、平成18年度には10万6千トン、平成19年度は8万トンとなり、ピーク時の処理量の5分の1にまで減少しています。

これは、平成12年度に各種のリサイクル法が施行され、それが事業者に浸透してきたことや最近の石油、石炭の高騰に伴い、大手企業で廃棄物を利用したバイオマス発電が進んでいるためだと思います。搬入される廃棄物も有機性汚泥や廃プラスチック類、燃え殻、木屑などが主なものでしたが、最近はガラス陶磁器くず(主に石膏ボード)、廃プラスチック類、がれき類(非飛散性アスベストを含む)、無機性汚泥などが主なものになっています。



グラフ1：年度別処理量の推移

4 自然との調和、ふれあいを考えた処理場づくり

当公社自身が山を削って処理場を造成しているので、地域の自然環境に与える影響を少なくするために、

処理場全体の面積のうち、概ね40%以上を自然緑地として残しております。また、埋立てが完了したエリアから段階的に緑地化(牧草、ハーブ、菜の花、ひまわり等)を図るとともに、リサイクル製品を利用して作った施設(あづまや、ログハウス等)を備え、子供から大人までが緑とのふれあいをとおして自然を学び、自然への思いを深められるよう、また、廃棄物処理、リサイクルなどの環境教育に繋がるよう処理場内を整備しております。平成19年度からは、里山の自然生態系の復元をさらに進めるため、菜の花と日本ミツバチを利用した自然資源循環の取組みを試みております。



図3：ログハウスとハーブ畠



図4：菜の花畠



図5：
日本ミツバチによる
貯蜜状況

5 終わりに

今、温暖化対策や資源循環型社会づくりなど、地球環境問題への対応が「待ったなし」の状態になっており、産業廃棄物処理も度重なる廃棄物処理法の改正、各種のリサイクル法の制定などの波をうけ、3Rを中心としたシステムに大きく変ってきております。しかしながら、中間処理、リサイクル等により減量化・再生利用が徹底されたとしても、その処理の過程で最終処分を必要とする物は必ず発生するので、この貴重な小鶴沢処理場を大事に管理し、引き続き地域住民に信頼される処分場づくりを行い、公社の使命を果していきたいと思います。

お知らせ

～温泉法が改正されました～

◎可燃性天然ガス(メタンガス)の測定が義務付けられました。

[平成21年3月末まで]

[平成19年6月、東京都渋谷区の温泉施設での事故を契機に安全対策が強化され、温泉をくみ上げ又はくみ上げようとするすべての事業者※が対象です]

※旅館業や公衆浴場業のように公共の浴用・飲用に供しようとする目的で温泉を採取する者のほか、自家用利用や、工業利用等の目的で温泉を反復継続的に温泉をくみ上げる方々も対象となります。

◎温泉成分の定期的な分析(10年以内)が義務付けられました。

[再分析の実施期限は平成21年12月31日まで]

当センターでは、可燃性天然ガス測定・温泉成分検査を承っております。

編集後記

中国で開催された、オリンピックも水泳の北島康介選手による2大会連続金メダルなど日本に数多くのメダルをもたらし閉幕いたしました。

一方で、開催国の環境問題を取り沙汰された大会でもあり複雑な思いがいたします。

さて、今回は「食」、「温暖化」、「廃棄物」への取り組みをテーマにお伝え致します。

編集委員

責任者 渡辺政弘
阿部喜一
遠藤尚子
木村千恵子

当センターの登録・業務概要

○計量証明事業所 (昭和51 宮城県登録第19号 濃度) (昭和58 宮城県登録第48号 騒音) (平成6 宮城県登録第5号 振動)	水質(公共用水域、工場等排水)・底質・土壌等の分析、大気・騒音振動の測定
○飲料水水質検査機関 (平成16 厚生労働省第4号) (平成12 宮城県告示第235号)	水道水・井戸水、その原水の水質調査
○土壤汚染状況調査機関 (平成15 環境省指定環2003-1-814)	土壤汚染対策法による調査・分析
○温泉成分分析機関 (平成14 宮城県指令第1号)	温泉水の分析、掲示板の作成
○産業廃棄物分析機関 (昭和54 宮城県環境事業公社)	各種産業廃棄物の分析
○下水道水質検査機関 (仙台市下水道局ほか)	下水の水質調査
○環境アセスメント (平成8 宮城県環境アセスメント協会員)	開発事業の環境影響評価調査
○作業環境測定機関 (平成13 宮城労働局登録4-11号)	事業所内のあらゆる環境調査
○室内空気の汚染調査	ホルムアルデヒド他各種成分
○アスベスト検査	環境大気、作業環境、建材製品等
○DNA検査 (ISO9001:2000対象外)	米の品種識別等
○その他の公益事業 (ISO9001:2000対象外)	講習会開催、情報誌発行、研究助成、環境公害の相談



ISO9001:2000

財団法人 宮城県公害衛生検査センター

〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15番24号

T E L (022)391-1133 F A X (022)391-7988

本公衛検カプセルの発行は、当センター公益事業として行っており、毎年2回(3月・9月)環境関係業務に携わる方々を中心に、無償でお届けしているものです。